

議第174号

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年12月2日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）第3条第1項第1号に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるものに相当する職員として病院事業庁長が定める職員に対しては、支給しない。

第7条第2項第2号中「および孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1項ただし書の規定は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までの間は、適用しない。